

令和8年9月18日

各位

深谷市長 小島 進

質問回答書

深谷市児童育成支援拠点事業運営業務委託に係る公募型プロポーザルの第2次審査に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

記

No	質問事項	回答
1	【仕様書 P8-11 委託料等（5）】 開設準備経費の対象外経費に送迎車両に係る購入費とありますが、車両リースに係る初期費用等は対象になりますか。	国の「児童育成支援拠点事業に関する FAQ【第3版】」NO38「送迎車両について、リース代、車検代、保険料、購入費、税金は対象経費となるか」との質問に対して、「<u>保険料及び車両のリース（所有権移転を伴わない）代は運営費の対象となるが、購入費は資産形成、車検代は資産維持費になるため対象外、また、税金も対象外となる</u>」という回答があります。 よって、車両リースに係る費用については、所有権移転を伴わない車両リース代及び保険料のみ対象となります。<u>なお、開設準備経費ではなく、運営費として見積もってください。</u>

2	【実施要領 P6-(1)提出書類 イ見積書】 見積書の人件費は、定員20名が埋まっている前提での職員配置の見積もりでよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	【様式5企画提案書 1業務の実施体制施設の設置】 施設責任者を書く欄があるが、これは今の活用を予定している施設の責任者を書くのか、今後想定される児童育成支援拠点事業の施設責任者のどちらを記入すればよいでしょうか。	今後想定される児童育成支援拠点事業の施設責任者を記入してください。
4	【様式5企画提案書 業務経費 見積額内訳表】 費用区分ごとの見積金額の内訳明細書の添付についてですが、区分ごとの明細書でないといけないのでしょうか。	費用区分ごとの見積金額の内訳明細書を添付してください。
5	【仕様書6実施方法（3） 開所日数、開所時間①、②】 仕様書で示された開所時間で運営した場合は、長時間開所加算の対象になるのでしょうか。	仕様書で示された開所時間で運営した場合は、長時間開所加算の対象にはなりません。 「子ども・子育て支援交付金の交付について（令和8年4月8日付けこ成事第174号こども家庭庁長官通知）」によると、 ①平日分：1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合 ②長期休暇等分：1日8時間を超えて開所する場合 に長時間開所加算の対象となります。